

この3月に異動や退職などの 予定がある方へ

3月から4月にかけては異動や退職などがあり、公立学校共済組合東京支部から他の共済に変更になるなど、資格関係での異動があります。すでに所属所には通知をさせていただいておりますが、組合員の皆さまにもご注意いただく点がありますのでお知らせいたします。

▶ 4月1日付けで異動される方

学校から学校の異動は、**A 組合員資格は継続しますので手続は不要です**。ただし、区立幼稚園などの方で幼稚園が変更になる場合には、**B 4月以降に新しい勤務先で所属所の変更届が必要になります**。

また、事務職員の方で東京都教育委員会以外の知事部局等へ異動される方は、共済組合が変更になりますので、**C 資格喪失となり資格喪失の手続が必要で組合員証(被扶養者がいる場合は被扶養者証も)の返却を3月31日に行うことになります**。

▶ 3月31日付けで退職される方

3月31日付けで定年退職等をされる方は、上記**C**の手続が必要です。

ただし、再任用フルタイムとなり引き続き勤務される方は、上記**A**となります。

なお、退職された後に4月1日から他県で公立学校の教職員となられる方につきましては、組合員証等の返却は4月1日から資格を取得する公立学校共済組合の他支部に返却することとなっていますので、ご注意ください。

▶ 3月中に産休・育休代替教職員等の任用が終了する方で4月以降の任用が決まっている方

- (1) 次の任用が同じ任命権者であり、同じ産休・育休代替教職員等の任用であり、かつ次の任用までの期間が31日以内である場合、上記**A**と**B**の手続となります。
- (2) 任命権者や正規の教職員としての任用、または任用までの期間が31日を超えた場合、上記**C**の手続(証の返却は任用終了日)となりますので、ご注意ください。

なお、**C**の手続については所属事務で手続を行いますので、組合員の方が何かすることはありません。

問合せ先

給付貸付課資格担当

☎03-5320-6826